

我孫子市葬祭場の設置及び管理運営に関する指導要綱
(平成30年3月29日公表)

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場の設置及び管理運営に関し必要な行政指導の内容を定め、事業者に対し協力を求めることにより、葬祭場の設置及び管理運営に伴う紛争を未然に防止し、もって良好な居住環境及び生活環境の維持及び形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。）を行うことを主たる目的とした施設（神社、寺院、教会その他これらに類する施設に附属するものを除く。）をいう。
- (2) 葬祭場の設置 新築、増築、改築、用途変更及び使用方法変更により葬祭場を設置することをいう。
- (3) 事業主 葬祭場の設置を行う建築主、所有者及び管理者をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、葬祭場の設置及び管理運営に当たっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について十分配慮するとともに、当該葬祭場の設置及び管理運営に伴う紛争の防止並びに良好な居住環境及び生活環境の維持及び形成に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(届出書の提出)

第4条 事業主は、葬祭場を設置しようとするときは、関係法令に基づく手続（2以上の手続を行う場合は、最初の手続）をしようとする日の少なくとも20日前までに、葬祭場設置届出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して市長に届け出るものとする。

- (1) 案内図
- (2) 土地利用計画図及び配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 着色した立面図

- (5) その他市長が必要と認める図書
(設置計画上の措置)

第5条 事業主は、葬祭場を設置しようとするときは、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接すること。
- (2) 霊きゅう車、マイクロバス等の葬儀用車両の発着場所は、葬祭場の敷地内に設けること。
- (3) 葬祭場の用に供する部分の床面積100平方メートル当たり自動車1台分以上(葬祭場の用に供する部分の床面積の合計が500平方メートル未満の場合は、5台分)の自動車駐車場を、葬祭場の敷地内又は近傍地に設けること。ただし、周辺の交通機関の状況等により支障がないと認められる場合は、この限りではない。
- (4) 葬祭場の形態、意匠又は色彩は、周辺の景観との調和に十分配慮したものであること。

(管理運営上の措置)

第6条 事業主は、葬祭場の管理運営について次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 花輪及び供花は、道路に面して設けないこと。
- (2) 出棺その他の儀式は、葬祭場の敷地内で行うこと。
- (3) 葬祭場から発生する音、臭気等については、周囲に影響がないよう防音、防臭等に配慮すること。
- (4) 葬祭場周辺の道路状況により交通渋滞が予測される場合は、会葬者に対し自動車による来場を自粛するよう求めるとともに、事故の防止に努めること。
- (5) 敷地内及びその周辺に周囲の景観を損うおそれのある広告物等の掲示を行わないこと。
- (6) 施設の管理を適切に行うとともに、近隣住民からの苦情に対し迅速かつ適切に対応できる体制を整えること。
- (7) その他周辺地域の生活環境に配慮するとともに、事業により居住環境及び生活環境に影響を及ぼすおそれのある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。

(計画及び事業主の変更)

第7条 事業主は、葬祭場の設置計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更届出書(様式第2号)により市長に届け出るものとする。ただし、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 事業主は、葬祭場を譲渡し、又は賃貸する場合は、この要綱に基づき届け出た内容等について、譲受人又は賃借人に継承し、これを遵守させるよう努めるものとする。

(工事完了の報告)

第8条 事業主は、当該葬祭場の設置が完了したときは、遅滞なく工事完了届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

年 月 日

（あて先） 我孫子市長

事業主 住 氏 所
電 氏 名
話 電 話 ⑩

代理人 住 氏 所
電 氏 名
話 電 話 ⑩

葬 祭 場 設 置 届 出 書

下記葬祭場について、我孫子市葬祭場の設置及び管理運営に関する指導要綱第 4 条の規定により届け出ます。

記

葬祭場の名称				
敷地の地番	我孫子市			
工事種別	新築 増築 改築 用途変更 使用方法変更			
	用途変更の場合、変更前の用途 ()			
	使用方法変更の場合、変更前の用途 ()			
葬祭場の概要	用途地域		構造	造
	敷地面積	m ²	高さ	m
	建築面積	m ²	階数	階
	延べ面積	m ²		
工事予定	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
設計者	住所			
	氏名			
	電話			
工事施工者	住所			
	氏名			
	電話			

年 月 日

（あて先） 我孫子市長

事業主 住 所

氏 名

㊞

電 話

代理人 住 所

氏 名

㊞

電 話

計 画 変 更 届 出 書

下記葬祭場について、我孫子市葬祭場の設置及び管理運営に関する指導要綱第 7 条の規定により、変更について届け出ます。

記

葬祭場の名称		
敷地の地番	我孫子市	
	変更前の施工方法等	変更後の施工方法等

※変更箇所の内容がわかる図面等を添付すること。

年 月 日

（あて先） 我孫子市長

事業主 住 所

氏 名

㊟

電 話

代理人 住 所

氏 名

㊟

電 話

工 事 完 了 届 出 書

下記のとおり、葬祭場の設置が完了しましたので、我孫子市葬祭場の設置及び管理運営に関する指導要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

葬祭場の名称			
敷地の地番	我孫子市		
工事完了日	年 月 日	開業予定日	年 月 日
備 考			

※要綱第 5 条および第 6 条の規定への対応状況が確認できる写真等を添付すること。